

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
1	P.1	序章 序一	記載にある「市民の意識変化」は、アンケートなどの結果を参照されていると思いますが、その根拠となる資料の出典を記述してください。例えば、「一方、〇〇(××年△月)などによると、身近な…」とすれば、共感が得られると思います。巻末資料の千葉市の景観に関するアンケート調査結果が根拠ならば、その旨(巻末アンケート調査参照)でもよいと思います。	序一1の記載内容については、当初計画の理念を示したものであり、一般的な市民意識として認知されていることを表現しており、特定のアンケートからの引用ではありませんので、原案通りとします。	
2	P.2	序章 序二	千葉市と本市の使い分けをどのような意図で行っているのか不明ですが、「本市」は止めて「千葉市」とした方がよいと思います。序一3以降も同様です。	「本市」「千葉市」は、文章などのつながりを踏まえ、読みやすくするための使い分けしており、原案通りとします。	
3	P.3	序章 序三	“これまでの本市の景観形成のテーマである「うみ・まち・さとの魅力を活かした ちばの景観づくり」を継承しつつ”と記載されています。一方、「千葉市基本計画(案)」などでは、海辺、都心部、内陸部という用語でエリア分けしています。両者のエリア分けはほぼ同じで、名称が異なるだけだと思います。用語は統一した方がよいと思います。	なじみやすく、当初計画から使用している表現であり、原案通りとします。	
4	P.3	序章 序三	(1)千葉市の魅力の再発見 において“今回のアンケート調査結果…”とありますが、今回という記述は適切ではなく、具体の日付(実施期間:令和3年9月17日～令和3年10月22日)が必要だと思います。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 <修正案> ・千葉市の景観特性や景観上の課題、10年前からの景観意識の変化などについて 把握するためのアンケート調査を令和3年度に実施し、千葉市のシンボル…上位に挙げられました。その結果を踏まえ、新たにモノレールを景観特性に追加します。	○
5	P.5	序章 序四	千葉市景観計画の位置づけ として千葉市の各種関連計画と連携する旨の関連図が示されています。この図に、千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画等を記載していただきたいと思います。景観を考える上で、防災、安全に配慮すべきことは重要なことと考えます。	防災や安全に配慮することは前提としていますので、特筆せずに原案通りとします。	
6	P.6	序章 序五	千葉市景観計画(案)は、条例ではなく、指針のようなものと理解しております。したがって、“届出対象行為と景観形成基準”や“…行為の制限”などの表現は適切ではないように思います。千葉市景観計画と千葉市都市景観条例が一体的運用であるということであれば、条例で規定されている事項なのか本景観計画(案)独自の指針なのかの区別は必要と思います。	p6は本計画の構成を示したものであるため、ここでは原案どおりの記載としますが、p52以降の第4章～第7章のはじめのページにはそれぞれ該当する条項を記載しています。	
7	P.7	第1章 (2)	“しかし、室町時代以降、千葉一族は次第に衰退していき、千葉氏の命運とともに一寒村へと衰退しました”と記載されています。一文の中で“衰退”という言葉を二度使うと読みにくくなると思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 戦国時代以降、千葉氏は本拠を本佐倉に移しましたが、千葉は、千葉氏の妙見信仰の中心地として、また湊を擁する商業都市として引き続き繁栄を続けました。	○
8	P.8～ P.23	第1章 1-2	景観を論じるには様々な視点から見ることは重要だと思いますが「長い海岸線がつくる海の景観や海際の市街地の景観」から始まる景観特性としてカテゴライズされている九つの視点のうち、「時の流れを伝える景観」「市民や団体を主体とした活動や取組による景観」についてのカテゴライズは無理があり、理解に苦しみます。この二視点をクローズアップする意図を説明してください。また、これら二視点からの景観は、他の視点の内容で説明できると思います。	「時の流れを伝える景観」は現行計画における「時間の移り変わりを活かした景観や歴史を伝える景観」を表現修正したものです。また、「市民や団体を主体とした活動や取組による景観」は、現行計画での位置づけを踏襲したもので、現在も本市の重要な景観特性として捉えています。	

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
9	P.55	第4章 景観ゾーン区分 ※第1章1-2の関連事項	(P.55凡例)においても「時の流れを伝える景観」「市民や団体を主体とした活動や取組による景観」の二視点は考慮されておらず、モノレール視点は幹線道路と同等というみなしを前提にすれば、他の視点の中で論じられても問題ないと思います。	「ゾーン別配慮指針の運用区域図」には、景観特性に対応したゾーンは設定していませんが、歴史的資源や夜間景観及び市民参画による景観の創出に対する配慮事項について該当するゾーンにおいて記載することで配慮しています。	
10	P.24	第2章 2-2	蘇我副都心地区が景観形成推進地区に指定されていない理由の説明をお願いします。P.38では蘇我副都心景観ゾーンをハイライトしています。	景観形成推進地区は、「千葉市都市景観条例」に基づき、本市の中でも特に先導的かつ重点的に景観形成を図っていく地区であり、必要に応じて地区の指定を検討してまいります。	
11	P.26	第3章 3-1	景観形成のテーマが、“うみ・まち・さとの魅力を活かしたちばの景観づくり”となっていますが、“ちば”ではなく“ちばし”が適切だと思います。	テーマとしての読みやすさや親しみやすさを考慮して設定したもので原案通りとします。	
12	P.27	第3章 3-1	景観形成の5つの目標と基本方針は示されていますが、目標4と5は、先述した第1章1-2と同様に不要だと思います。特に目標5は、目標1-3と相いれない結果を生むことになると思います。	No. 8で回答した通り、景観特性を踏まえた設定として「目標4、5」は必要と考えます。	
13	P.28	第3章	海浜松風通りの写真に、“写真”“現在の写真”とある文字は不要と思います。次に、このページ以降に掲載されている現状(現在)写真は、景観上好ましい写真なのかそうではないのかの注釈を付け加えてください。基本方針に対する掲載写真ですからその区別は示す方が良いと思います。	ご指摘の通り「現在の写真」という文字を削除します。掲載写真については景観上好ましい写真を中心に、基本方針等がイメージできる写真を掲載しています。	○
14	P.28	第3章 目標1	基本方針の、「海への見通しを確保する」「海を望める場所や眺望点を市街地に確保する」の2項は適切ではないと思います。海辺には高層団地等が林立し、内陸の市街地からでも富士山を望むのがやっとの現状です。また、イラストにある、かつての海際台地(海岸段丘)の雑木林を伐採して眺望を確保しようとすると土石流の発生を促すこととなります。千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画が景観設計にも必要なことだと言えます。	海との繋がりを景観的にも創出していくことは大切だと考えます。また、イラストは樹木を伐採し眺望を確保することを前提としたものではありません。	
15	P.31	第3章 目標2	●「人が快適で憩うことができる景観をつくる」の中で記載されているコメントには違和感を覚えるものがあります。「ヒューマンスケールに配慮する」とは何かの説明が欲しいです。「高齢者や障がい者などの利用に配慮する」は当たり前で記述することではないと思います。「景観を阻害する要因を避ける」はコメントではないと思います。「グランドレベルがまちに開かれた景観をつくる」は更なる説明が必要です。	詳しくは、ゾーンごとの方針や配慮指針に記載しておりますので、原案通りとします。	
16	P.32	第3章 目標3	●水辺を保全・活用する において、“橋の景観に配慮する”とありますが、“橋のデザイン(形式・色彩)に配慮する”の方がよいと思います。	「橋の景観」とは、橋そのもののデザインのみではなく、既存の橋に考慮した周辺の景観も含まれますので原案通りとします。	
17	P.43	第3章 3-2	海際の記憶を残す景観を継承する として、国道14号・357号沿いの写真が掲載されています。この写真とキャプションは、(2)まちの景観ゾーンの方針P.45にも掲載され、さらに幹線道路沿道景観ゾーンP.50にも同じ写真が掲載されています。これは景観の視点の方針(地域区分やカテゴリー)が曖昧なことによる結果だと思えます。幹線道路沿道景観ゾーンだけに掲載することを提案します。同様な例が他にもあります。	「幹線道路沿道景観ゾーン」は、「うみの景観ゾーン」と「まちの景観ゾーン」にまたがって設定しており、国道14号・357号沿いの写真については、関連するゾーンに同じ写真を掲載することで、共通の方針があることを示しています。	

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
18	P.52	第4章 4-1	■景観形成の誘導の考え方 において、景観形成推進地区(P.24～25)は千葉市域全域の中に含まれる景観計画区域であることが図示されています。このことは、景観形成推進地区も千葉市域全域の考え方等も影響されるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。	
19	P.52	第4章 4-1	千葉市域全域の市民・事業者の協力と景観形成推進地区の市民・事業者・市の協働の違いについてご説明願います。千葉市域全域では市が景観形成を誘導しますが、景観形成推進地区では、市は景観形成を誘導し、かつ協働することになります。	「景観形成推進地区」においては、積極的に景観形成を推進していくため、より詳細な景観形成基準が定められています。そのため、市民・事業者・市が強く関わる意味で「協働」を使用しています。	
20	P.53	第4章 4-1 (1)	千葉市都市景観規則第2条で規定する工作物で、高さが20mを超えるものに、橋りょう、高架道路、高架鉄道他の公共構造物が含まれています。これらの構造物の事業主体又は管理者責任は、国、県の場合もあります。この場合も届出適用対象となるとの理解でよいのでしょうか。	国及び地方公共団体が届出を要する行為をしようとするときは、その旨通知しなければならないこととなっています。(景観法第16条第5項より)	
21	P.54	第4章 4-1 (2)	都心景観ゾーンの中に幕張新都心景観ゾーンが含まれています。幕張新都心地区は景観形成推進地区にもなっていますので、混乱します。景観形成推進地区は別な扱いにした方がよいと思います。	幕張新都心景観ゾーンの中に景観形成推進地区が含まれていますが、それぞれ名称も区域も異なりますので、原案通りとします。	
22	P.58	第4章 4-1	景観ゾーンの表とページ表示が重なっています。	重ならないよう修正します。	○
23	P.59	第4章 4-1 (2)①	「●うみの景観ゾーンの配慮設計」の考え方としてパース図(イラスト、スケッチ)が示されています。電柱や電線(電話線含む)が省略されていますが、アンケート調査結果でも景観を損ねているモノの第2位に電柱・電線が上がっており、電柱・電線・高圧送電線・送電鉄塔の存在を認め、その上で景観を論じる必要があると思います。空のひろがりを確保できない地域が存在します。	イラストはあくまでイメージ図であり、電柱や電線類は省略しています。ご意見にある様々な現状を踏まえながら、できる限り緑の創出や空の広がりの確保を図っていくものとします。	
24	P.59	第4章 4-1 (2) ①	P.58の表において、景観ゾーンが用途別に区分けされています。この手法は分かりやすく適切だと思います。●うみの景観ゾーンの配慮指針の表にどの用途に適用されるのかの表示をしてください。景観形態の方針によっては重複もあると思います。●まちの景観ゾーンの配慮指針(P.65)も同様です。	景観ゾーンごとの配慮指針は、ゾーン全体に係る指針であり、用途地域ごとに対応するものではないため表示していません。景観ゾーンと用途地域の関係性が影響する色彩基準や景観ゾーンのイメージにおいて「住居系用途」、「商業・業務系用途」、「工業・物流系用途」の対応を示しています。	
25	P.86	第5章 5-1	“…次のような構造物または樹木について、所有者と景観総合審議会の意見を聴いたうえで指定するものとします”と記載されています。まず、所有者に対しては【同意】が必要だと思います。次に、“次のような”は5-2、5-3項に記載していることを示すと思いますが、削除しても意味は伝わると思います。したがって、“…公共の場所から誰もが容易に眺めることができる構造物または樹木について、所有者の同意の基に景観総合審議会の意見を聴いた上で指定するものとします”が適切だと思います。	景観法第28条第2項にて、所有者の意見を聴いたうえで景観重要樹木を指定する旨記載されていますので、原案通りとします。	

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
26	P.88	第7章 7-1	“…公共施設の整備に当たっては、公共施設景観デザインガイドラインなどを踏まえ、…”と記載されています。まず、公共施設景観デザインガイドライン(平成10年)は、現在も有効でしょうか？景観法(平成16年6月)等に集約されていると理解をしております。次に、ここで言う公共施設とは、日本国、千葉県が管理する施設も含まれますか？	「公共施設景観デザインガイドライン」(平成10年)は、現在も有効です。国・県等の公共施設も含まれます。	
27	P.89	第8章 8-1	景観形成の主役として、市民・団体・事業者・市は、それぞれ以下の役割を果たすとともに、各主体が連携・協働しながら取り組んでいくものとします”と記載されています。まず、協働と協力の言葉は事に取り組むスタンスが異なると理解しています。(1)市民の役割、(2)事業者の役割では参加・協力という言葉を使っています。この使い方が適切だと思います。	市民や事業者の役割として「ある目的を持つ集団へ加わり、行動をともにする」という意味で「参加・協力」という表現を使っています。一方その役割を踏まえ、両者と市が「連携・協働」していくことで、三者の積極的、能動的な取り組みを意味しています。	
28	P.89	第8章 8-1	このページの“…とします”は市以外に対しては断定的な表現となっており適切ではないと思います。	市・市民・事業者は対等な関係という意味で同じ表現としています。	
29	P.90	第8章 8-2 及び (1) ①	景観形成の推進方策において、“…本計画の運用とともに、景観法や関連法による制度等の積極的な活用とあわせ…”と記載されています。景観法や関連法による制度が何を指しているのか不明ですが、本景観計画改定(案)の上位に位置する法律や条例に対して、“活用”という言葉は適切ではないと思います。“則り”“準拠”などの言葉が適切だと思います。	関連法には「都市計画法」や「都市緑地保全法」、「都市公園法」などがありますが、それらの中でメニューとしてある良好な景観形成・保全に資する各種「制度を活用する」という意味で使用しています。	
30	P.90	第8章 8-2 及び (1) ①	(1)①においても同様に、“広告物条例との連携の強化”は適切な表現ではないと思います。 *P.95にも法律・条例に対し、活用・連携という言葉が使われています。	問題ない表現と考えます。	
31	P.91	第8章 8-2 (1) ②	“景観形成推進地区では、市域全域に対する景観形成基準とは別に、地区内の住民・事業者の合意に基づき定められた…ルールが設けられます”と記載されています。この文章のなかで、“市域全域に対する景観形成基準とは別に”は正しくないと思います。P.52にある景観形成の誘導の考え方の図では、景観形成推進地区は千葉市域全域に包括されています。“市域全域に対する景観形成基準に加えて”が適切な表現だと思います。また、“地区内の住民・事業者の合意に基づき定められた…ルールが設けられます”は、市との協議は不必要のような表現になっています。	ご指摘の通り以下の通り修正します。 <修正案> ・景観形成推進地区では、市域全域に対する景観形成基準に加えて、地区内の住民・事業者の合意に基づき定められたその地区独自の景観づくりに向けたよりきめ細やかなルールが設けられます。	○
32	P.96	第8章 8-3 (1)	景観形成の推進体制の仕組み図を掲載していただきたいと思っています。事前協議、総合審議会、地元協議会との関係、関わり方が明確な仕組み図が必要だと思います。	p96に示す(1)～(4)の各事項は、個別具体的な事例ごとに活用する制度等となりますので、事例ごとに関わり方が異なってきます。そのため限定的な仕組み図を掲載することは適切ではないと考えます。	
33	P.96	第8章 8-3 (1)	景観事前協議制度の仕組み図において、都市景観アドバイザー相談という言葉が使われています。巻末の用語集によれば、都市景観アドバイザー制度とは、景観形成に係る専門家からの助言を得る制度であると理解します。したがって、“都市景観アドバイザー相談”ではなく、単に“都市景観アドバイザー制度”か“都市景観アドバイザーと相談”が適切だと思います。	特に問題ない表現と考えます。	

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
34	-	全体に関する事項(提言)	景観を著しく損ねるモノは、廃屋や老朽化した建造物の放置で、防災や安全という観点からも対策をする必要があります。本計画書(案)においてもハイライトしていただき、問題の本質を市・市民又は国・県に訴えていただきたいと思ひます。	ご意見について空き屋対策等の担当課とも共有しながら、今後の景観計画の運用における参考にさせていただきます。	
35	-	全体に関する事項	市全体のゾーン区分によるお願い事項については、努力義務としてよいと思ひますが、幕張新都心のような新しい街においても、100年後、200年後を見据え、街づくりの思想にあった公共施設を含めた景観計画を策定し、整備すべきではないかと思ひます。	ご意見を踏まえ、本市の特性を活かしながら後世に誇れる景観づくりに努めて参ります。	
36	-	全体に関する事項	千葉都心地区について、市役所新庁舎整備を契機としながら、例えば千葉駅から臨港公園までの臨港公園プロムナードを整備するなど、将来を見据えた整備を望みます。	具体的にご意見ありがとうございます。関係課とも共有し、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	
37	-	全体に関する事項	千葉市は、平成の後半以降の都市づくりにおいて積極的な投資を行ってこなかったため、商業・業務の魅力に乏しい都市になっていると思ひます。今一度過去の計画を整理し、今後の景観行政等に生かすべきと考えます。	都市づくりを取り巻く社会経済情勢等を鑑みながら、また、これまでの計画を踏まえつつも柔軟な考えのもと、今後も景観行政に取り組んで参ります。	
38	-	全体に関する事項	読んで楽しめる計画という趣旨は達成できているように感じます。	ありがとうございます。審議会等のご意見を踏まえて、コラムや写真の多用など工夫を行いました。計画書のとりまとめにおいても、ご意見を参考にさせていただきますと思ひます。	
39	-	全体に関する事項	千葉市の景観は、個があつて連続性がないのが特徴ですが、ようやく都市のイメージが出来てきたのは喜ばしいと思ひます。ただ他の政令都市と比較すると財政力が官民ともに弱く、市の基本構想的都市計画が進んでいません。そのような中、色彩計画がかなり具体的に出来たことは評価に値します。	具体的な色彩基準の設定について評価いただきありがとうございます。今後も他都市に引けをとらぬよう大局的な視点も忘れず景観行政に取り組んでまいります。	
40	-	全体に関する事項	この計画書の中に文化会館周辺と県立美術館周辺の、緑と調和した重厚な色彩のまちのイメージが取り入れられていないのには頷けない部分があります。街のイメージに厚さがないと、いわゆる今風な物だけでは、幕張メッセのように何十年にわたり評価される街にはならないと思ひます。	具体的な地区や施設は限定していませんが、緑と調和する重厚な色彩のまち、あるいはそれらが一体となり風格があり、本市のシンボルとなる景観づくりを重要な視点と捉え本計画を策定しています。	
41	-	全体に関する事項	鎌取駅前の商業地の景観誘導計画は指針として取り上げられてしかるべきだと考えます。当該地区の空地部分は色彩計画の実証実験地域として有望ではないでしょうか。	鎌取駅周辺地区における良好な都市景観形成の手法については参考とすべき点が多々ございます。色彩計画の実証実験地域として活用していくことについては、今後市全体の景観づくりの進捗や必要性等を鑑みながら、必要に応じ検討していければと思ひます。	
42	-	全体に関する事項	あすみが丘で出てくる写真の並木はメタセコイヤで、街路樹には適さず枯葉が細かく周辺住民から苦情が絶えない状況です。	街路樹等の選定にあたっては整備後の維持管理なども含め検討させていただきます。	

■千葉市景観計画の改定(案)に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
43	-	全体に関する事項	カラーコーディネートは、室内は屋外に比べるとやり易いですが、屋外では色の見え方は太陽光の色温度で異なり、また直射日光・陰半日陰・日陰で異なった色に見え、面積によっても、威圧感が違い、隣の色の影響を受けるため至極困難です。 色彩を決める際にはテストエリアを決めて実証実験をすべきだと思います。	ご意見の通り、色彩については天候や面積により大きく印象が変化するものだと認識しています。 そのため今回の改訂において追加した色彩基準については、客観的に判断できるようマンセル値を用い規定しています。 重要な公共施設や大規模建築物などの色彩選定が必要な場合には、できる限り多様な観点で実証しながら検討していきたいと思えます。	
44	-	全体に関する事項	本計画にはカラーキーが取り上げられていません。	キーカラーは設定していませんが、各景観ゾーンの特性を踏まえそれらとの調和に配慮した「参考色」を例示しています。	
45	-	全体に関する事項	「緑の千葉市」と言われ続けてきましたが、街路樹や公園の高木が伐採されており、駅広や緑が豊かと思えるのは、千葉みなど、西千葉、鎌取と数えるほどしかなく、「緑の千葉市」とは言えないと思います。	街路樹や公園の樹木の伐採については、景観形成上あるいは適正な維持管理の必要性、さらに近隣の住民の方々などへの配慮など、多様な観点を総合的に判断し実施しております。 街路樹等の緑は、都市景観上貴重な要素であると認識しながら、景観行政に取り組んでまいります。	
46	-	全体に関する事項	「千葉の緑」には防風林として大きな役目があります。 台風の際に公共施設への吹き込みを防いだ事例もあります。	緑の防風的役割について共有させていただきます。	
47	-	全体に関する事項	本計画に示されたイメージスケッチのように、街の中に樹木が見られるようにするには、管理する側も真剣に対策を考えるべきで、恩恵を受けている住民も落ち葉掃きをする必要があります。 考えられる対策として現在の「花いっぱい運動」を「緑と花いっぱい運動」として、花だけでなく緑も配布したら意識が変わるのではないのでしょうか。 この「千葉市景観計画」が楽しめる只のガイドブックで終わらないようにしてほしいと思います。	ご意見については、関連課と共有しながら、街路樹等の適正な維持管理、効果的な緑化などに努めるとともに、市民や事業者の方々とも連携・協働し、豊かな景観の形成を図ってまいります。	
48	-	全体に関する事項	審議委員も選び方を変えた方が良いと思います。(年齢や実績、選定基準等)	「千葉市都市景観総合審議会」の学識経験者委員については、今後も専門性や千葉市との関わりなど総合的に判断し適正に人選を行います。	
49	-	全体に関する事項	東京ディズニーランドや寺院の経営方法を参考に、千葉市の景観の保全について考えてみてはどうでしょうか。	頂いたご意見について、今後の検討の参考にさせていただきます。	